

議案第 82 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 地方税共同機構

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

令和 7 年度以降に職員の派遣を予定しているため、職員の派遣先に地方税共同機構を加える必要がある。